

DANCE SCHOOL RAIN 会員規約

第1条（名称）

本スクールは、「DANCE SCHOOL RAIN」は「本スクール」と称します。

第2条（目的）

本スクールは、入会された会員が本スクール内の施設、貸し施設を利用してレッスンの受講及び、会員相互の親睦を図ることを目的とします。

第3条（運営・管理）

本スクールの運営・管理（会員資格の失効、変更、会費・スクール諸費用、会員規定の制定・改廃等の決定手続きを含む）は、本スクールが行います。

第4条（会員・諸規則の遵守）

本スクールの会員は、本会員規約、その他本スクールが定めること、諸規則を遵守することとします。

第5条（入会資格）

- 1.本スクールに入会できる方は、本スクールの趣旨・教育理念に賛同し本規約を承諾した方とします。
- 2.本スクールに入会する方は、入会時に自己（未成年の場合は保護者）の責任において、本スクール（ダンスなどの運動）が利用可能であるか健康診断を行い、問題がある場合には全て入会前に申し出ることとします。また感染症・健康状況により、医師の診断書提示を求める場合が有ります。
- 3.会員の円滑なレッスン受講に支障をきたす可能性がある方、その他迷惑行為、本スクールが不適当と認める方は入会をお断りします。(例:営業活動や勧誘等) 又、入会後これらの事象が判明した場合、その時点で退会していただきます。
- 4.未成年者が本スクールに入会を希望する場合、本スクール所定の入会申込書及び規約同意書と共に、本人とその親権者が連署の上、提出していただきます。親権者は会員規約に基づく責任を本人と連帯して負うものとします。

第6条（会員の種類）

本スクールの会員の種別・料金は別途これを定め、必要に応じ会員種別を変更する場合があります。

第7条（入会手続き）

- 1.本スクールへの入会は、所定の申込み手続きを行い、本スクールの承認を得ることとします。
- 2.会員は、申込み手続きと同時に、別途定める月会費、その他の費用を支払うものとします。
- 3.入会手続きを行った時点で、本規約に会員が同意したものとみなされるものとします。

第8条（会員資格の停止・除名）

- 本スクールは、会員が以下定める各号の1つに該当すると認めた場合に、会員資格の一時停止または除名をすることができます。
- 1.本スクールの定める会費・諸費用につき、1ヶ月以上の滞納の発生、期限を定めた催告にも応じない時（資格停止・除名・死亡・失踪宣言以前に発生した会費・諸費用は全てお支払いいただきます。幾度となる催告にも応じない場合、法的措置をとらせていただきます。）
 - 2.本スクールの借り施設、持ち物を故意に壊した時
 - 3.本規約が定める規則に違反した時
 - 4.本スクールの名誉・信用・秩序・酒気帯び・危険物の所持など場を乱した時
 - 5.入会書類、申告に虚偽の記載・申請が判明した時
 - 6.会員として品位を損なうと認められる行為があった時
 - 7.その他本スクールが社会通念に照らし、本スクール会員として相応しくないと認めた時

第9条（会員資格の譲渡の禁止）

会員資格、これらを他者へ譲渡することはできません。

第10条（会費・諸費用の支払い）

- 1.月会費のその他諸費用は、本スクールにて定める金額とします。
- 2.会員は、本スクールが定める会費・諸費用を所定の方法で支払うものとします。又、一度納入した会費等は、いかなる理由を問わず返金いたしません。

第11条（月会費の変更・その他変更届）

- 1.社会・経済情勢の変動により月会費などが不相当なものとなった場合、本スクールの判断で変更することができる。
- 2.会員は氏名・住所・連絡先など、入会申し込み書の記載事項に変更があった場合には速やかに変更の連絡を行う。

第12条（講師の変更）

クラスの講師を変更する場合は、原則として前月（代講の場合、前日）までに、本スクールより内容を掲示、公表します。講師が変更になった場合でも返金はいりません。

第13条（損害賠償責任）

- 1.本スクールの施設、貸し施設の利用に際し、故意又は過失により破損した場合には修理代その他の損害を賠償するものとします。
- 2.会員及び同伴者、保護者が自己責任に帰すべき事由より本スクール又、第三者に損害を与えた場合には、その賠償責任を負うものとする。

第14条（休業）

本スクールはレッスン休業日の他、やむをえず休業する場合、原則として事前に本スクールが指定するwebサイト又、紙面にて予め内容を掲示、連絡します。

第15条（施設の閉鎖・利用制限）

本スクールは以下の事由に該当する場合、予告なしに施設の閉、又は利用制限する場合がございます。

- 1.天災その他の災害により開館が不可能と認められる場合
- 2.緊急改修・補修・点検・工事等のやむを得ない場合
- 3.本スクールの主催する特別行事を開催する場合
- 4.法令・改廃・行政指導・社会情勢の変動等やむを得ない場合

第16条（免責事項）

本スクール、施設、貸し施設利用時に会員に生じた損害について本スクールは一切損害賠償の責めを負わないものとします。

第17条（運営介入の禁止）

会員、第三者において本スクールの運営に関する介入一切の行為を禁止します。

第18条（紛争・裁判）

本スクールと会員との間で紛争が生じた場合、地方裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とします。

第19条（個人情報の管理）

入会書類等でご提供いただきました個人情報ににつきましては、法令に即した安全管理措置もと適切、また厳重に管理し、スクール運営・管理以外の用途には使用いたしません。

第20条（著作権）

本スクールはレッスン、出演イベントで撮影された画像、映像等の著作権については、本スクールに留保されるものとします。ただし、本スクールはレッスン、出演イベントで撮影された画像、映像等について、本サービスの改良、品質の向上、または不備の是正等ならびに本スクールの周知宣伝等に必要範囲で利用できるものとし、会員は、この利用に関して、著作権者人格権を行使しないものとします。

第21条（その他）

- 1.本規約に定めていない事項、運営上必要と認められる細則は本スクールがこれを定めるものとする。
- 2.会員個人でのスポーツ保険等へのご加入を強く推奨します。又、本スクール内での怪我、事故、紛失、損害等は会員規約に基づき一切の責任を負いません。

第22条（警報発令時・自然災害・天災等危険状況時の対応）

- 1.レッスン開催地域の「市」に「暴風警報」「津波警報」「特別警報」のいずれかが各レッスン開始2時間前の時点で発令されている場合、レッスンは特別休講とします。又、自然災害・警報発令によるレッスンの振替、レッスン費の返還は行いません。
- 2.その他警報の発令時は各ご家庭で判断、責任を持つものとし、その判断においての方が一怪我・事故・損害の責任は本スクールは一切の責任を負わないものとします。
- 3.レッスン中、道中に該当する「警報」が発令された場合、又、他の危険が予測された場合は状況を見て本スクールが判断し、責任を持って連絡対応します。状況により、保護者のお迎えをお願いし、引き渡しの形をとる場合もあります。

以上の内容に同意し、入会申し込み用紙の同意欄に○を記入するものとします。